

専門医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第7条に基づき、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 専門医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本条第2項から第4項に定めるところにより5年間に200単位の履修、医療倫理・安全に関する講演受講、専門医活動報告とする。

2 単位の履修及び要件は、次のとおりとする。

(1) 履修大項目は学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等とする。

(2) 大項目に定める項目及び単位は、別に定める(別表)。

(3) 200単位のうち、本医学会年次学術集会及び秋季学術集会の参加による単位を必須とする。

3 本医学会年次学術集会または秋季学術集会での医療倫理・安全に関する講演受講を必須とする。

4 専門医活動報告の項目は、次のとおりとする。

(1) 専門医診療活動

(2) 医療倫理と安全に関する自己研修

(3) (1)(2)に定める報告の方法は、別に定める。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

(1) 本医学会学術集会会長が主催する研修

(2) 地方会組織が主催する研修

(3) 教育委員会が企画する研修

2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 専門医の資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新の手続きは、別に定める。

附 則

本内規は、平成15年6月18日より施行する。

平成18年9月30日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

平成19年1月27日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条第2項(3)は、平成24年4月1日以降の更新より適用する。

第2条第3項は、平成25年4月27日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

(ただし、移行措置として、平成29年3月31日までの更新には、医療倫理・安全に関する講演受講の必須を免除する)

附 則

1. 本内規は平成29年1月28日より施行する。
2. 第2条第2項第3号及び第3項に拘わらず、更新対象年度以前の5年間に取得した専門医会学術集会での単位を認める。